

「浦和美園～岩槻地域成長市民活動支援補助金交付要綱」に係る留意事項

1 補助申請に係る留意事項

(1) 事業の開始について（要綱第7条及び第8条関係）

事業開始予定日については、事業の実施予定日とします。ただし、実施予定日より前に事業に係る物品購入や契約等を行う必要がある場合は、その日を事業開始予定日とします。その場合、物品購入や契約等を行う前に交付申請をし交付決定を受けてください。

(2) 実績の報告について（要綱第11条関係）

事業完了の日については、事業の最終実施日とします。ただし、実行委員会形式で運営する団体については、実行委員会で事業に係る決算の承認を受けた日を事業完了の日とすることができます。その場合、決算の承認を受けた日がわかる書類も実績報告時に添付してください。

(3) 補助額の確定について（要綱第12条関係）

当補助金は、補助対象事業の収入額から支出額を差し引き足りない費用を助成します。ただし、継続して事業を行っている団体等の補助金は、原則として前年度からの補助対象事業に係る繰越金が増加しない額の範囲内で決定します。

(4) 概算払について（要綱第13条関係）

当補助金は、事業の実施後に支出することを原則としております。ただし、事業の実施上必要と認めた場合に限り、補助金の全部又は一部を概算払することができます。概算払により交付した額が、実績報告に基づき確定した額を超える場合は、その超える額を返還してください。

2 補助金の経理に係る留意事項

(1) 領収書について

領収書には、必ず日付、宛名及び用途を記載してもらってください。

(2) クレジットカード等の使用について

補助対象経費の支払いにクレジットカードを利用し、ポイントが付与された場合、あるいは、補助対象経費の支払いを現金で行い、ポイントカードにポイントが付与された場合は、その支払いをした経費は、補助対象経費として認められません。ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費として取り扱って差し支えありません。

(3) 郵便料について

郵便物はなるべく郵便局持込みの別納で送付してください。やむを得ず切手を使用する場合は、必要都度購入しストックを作らず、郵送年月日や郵送物の内容等の記録を残しておいてください。

(4) 消耗品の購入について

事業の完了間際に消耗品などを大量に購入することなく、計画的な支出をお願いします。

お問合せ先：さいたま市 都市戦略本部 未来都市推進部 TEL048-829-1871